

令和8年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(栃木地域:大宮・国府地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	仲仕上	【仲仕上自治会東部を南北に走る市道 12268 号線の凹凸について】 市道 12268 号線において、南側は県道小山城内線より北側は市道 12235 号線の区間約 1 kmは農道でもあり生活道路でも有ります。 将来的に「都市計画道路 3・3・3 号小山栃木都賀線」に重なる部分と聞いていますので、現状の著しい凹凸についても地元としては我慢している状況です。 同じ様な道路状況は市内には多々あると思われますが、都市計画道路は何年先に完成するかわかりません。 住宅地域の周辺道路として再整備出来ないか検討願います。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の『都市計画道路 3・3・3 号線小山栃木都賀線』につきましては、栃木土木事務所で事業を進められておりますが、事業完了までには時間を要するものと考えているので、令和5年 12 月に提出いただいた『生活道路舗装補修要望書』に基づき順次補修工事を行ってまいります。 また、生活道路舗装補修事業につきましては、要望書を提出いただいた箇所から順番に補修することを基本とし、路面状況や通学路・生活道路としての利用状況を考慮しながら実施しております。 現在、令和 4 年度要望箇所を中心に実施しており出来るだけ早い時期に実施できるよう努めてまいります。
2	今泉団地	【生徒への対応について】 小さなお子さんがいらっしゃるご家庭で、例えば、学校から急病で迎えに来て欲しいと対応を要請されても、仕事の都合等で対応が難しい場合があります。家庭の問題でもあります。地域の住民福祉あるいは学校の児童福祉の観点からも考える必要を感じます。 学校、家庭、地域等の課題として教育委員会、社会福祉課等の課題解決に向けた考え方があればお伺いいたします。 子どもは社会全体で育てていくという視点が必要	【学校教育課:TEL 21-2474】 市内各小・中学校では、児童生徒の急な体調不良等に備えて、保護者の方から「緊急連絡カード」を提出いただいております。必要に応じて、ご両親のみならず、祖父母の方等も含めた親族の皆様の連絡先についても共有し、緊急な場合でも、迅速に情報共有ができるよう努めております。 各ご家庭によって、様々な状況があると思いますが、今後も子供たちの安心安全を最優先に考え、保護者との連携を図ってまいります。 【子育て総務課:TEL 21-2165】 【地域包括ケア推進課:TEL 21-2239】 ご質問のような課題は、今後増えてくるものと思われますが、行政のみでは対応が難しく、企業・地域を含めた対応策を地域の実情に応じて検討することが必要と考えます。 各地域においては、市が配置した生活支援コーディネーターと社会福祉協議会が、地域の話し合いの場で課題解決に向けた取り組みを行っておりますので、市から課題として提示させていただきたいと思っております。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
3	堀の内	【生鮮市場 TOP 栃木合戦場都賀店についての自治会意見集約】 1.自治会アンケートの実施 アンケートでは、交通安全・生活環境への不安が多数を占めました。 2. 主な懸念事項(分類) (1)交通量増加による安全不安 ・西側道路への車両流入増加は危険であり、使用制限または対策を強く要望 ・道幅が狭く、すれ違い困難な道路での対向車増加への不安 ・住宅街の生活道路が店舗利用車両に使われることへの懸念 (2)通学路の安全確保 ・対象道路は、2 班・3 班・5 班・16 班の中心を通る学童通学路 要望:通学時間帯の時間帯通行規制、車両流入の抑制、安全対策の強化 (3)出入口・動線の問題 ・北西側出入口は、自転車・歩行者専用化を希望する(車両動線の設計に対する不安が大きい) (4)交差点・道路構造の危険性 ・T 字路で見通しが悪い 要望:カーブミラー設置、路面標示(注意喚起表示)、一時停止・徐行の徹底 (5)具体的な安全対策の要望 ・スピードバンプ設置、徐行・注意喚起看板設置(例:「幅員減少 スピード落とせ」) 待避所(すれ違いスペース)の設置、大型車両の通行制限 (6)防犯・設備面の不安 フェンス設置の有無への懸念、防犯カメラの増設要望 (7)事業者対応への不満 ・自治会への事前説明・招待が無かったことへの不信感、過去の類似事例(他スーパー)による懸念	【商工振興課:TEL 21-2508】 大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に伴って発生する交通渋滞や騒音の問題などに適正に対処がなされるよう、建物設置者が配慮すべき事項を定め、出店が周辺地域の生活環境を保持しつつ適正に行われるための手続を定めているものであります。 令和7年 12 月、事業者から都賀町合戦場字堀ノ内地内に生鮮食料品等を取り扱う大型店舗の新規出店計画の届出があり、当課においては法律に基づく事務処理として、届出内容が法律上の基準を満たしており、法の適用範囲での事業者側の配慮事項についての確認をしています。また、自治会のご意見、ご要望につきまして、事業者へお伝えしてまいりました。 今回ご要望の、「4. 自治会としての提案」につきましても、改めて、市から事業者へご意向をお伝えいたします。 なお、以下の項目については、回答を補足させていただきます。 ・住民説明会の再実施について 大規模小売店舗立地法の規定による住民説明会は、既に実施されていることから、再度の説明会の開催については、事業者に直接申し入れしていただく必要があります。 当課からも自治会のご意向をお伝えさせていただきます。 ・交通影響評価の提示について 大規模小売店舗立地法の届出に、交通量調査報告(開店後の交通量及び交差点需要率を算出し、交差点の渋滞発生による周辺環境への影響を調査したもの)を含み、届出書一式を市役所等において一定期間縦覧いたしました。現在は縦覧期間が終了しています。 交通量調査の内容について事業者からの説明を希望される場合は、市から事業者にご意向をお伝えさせていただきます。 また、市に対して届出書を開示請求する手続も可能ですので、ご相談ください。 【教育総務課:TEL 21-2467】 対象道路を通学路として利用する大宮北小学校・東陽中学校と連携を図り、危険箇所の周知徹底に努めます。また、通学路を通る対象児童生徒への注意喚起につきましては、ホームルームや一斉下校などの際に、発達段階に応じた指導の徹底を図っていただくよう学校へお願いしてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
3	堀の内	3. 住民要望の整理(優先度) ・最優先(強く対応を求める事項): 通学路の安全確保(時間規制含む)、生活道路への車両流入抑制、出入口設計の見直し(歩行者分離) ・具体的対策: 交差点安全対策(ミラー・標示・一時停止)、スピード抑制施策(ハンプ・看板)、大型車両規制 ・環境・安心面: 防犯カメラ設置、フェンス設置 ・運営面: 自治会との協議体設置、定期的な情報共有 4. 自治会としての提案 自治会としては、単なる意見集約にとどまらず、以下を正式要望したいと思います。 ・住民説明会の再実施(自治会主導で調整) ・交通影響評価の提示 ・出入口・動線の再設計 ・通学時間帯の車両規制検討 ・行政(警察・市)との三者協議 ・安全対策の実施計画提出 ※生活道路と子どもの安全を守れるかが最大の争点と考えております。	【交通防犯課: TEL 21-2151】 ご要望のありました一時停止線及び規制標識の設置並びに大型車両の通行規制につきましては、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、現地確認の上、栃木警察署へご要望内容についてお伝えいたしました。 自治会が設置する防犯カメラにつきましては、防犯カメラ設置費補助金制度を設けておりますので、設置をお考えの際は、設置前に交通防犯課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。 なお、設置の補助要件としては下記のとおりとなっております。 ・補助対象経費の2分の1 ・防犯カメラ1台当たり10万円が上限 ・1自治会につき2台まで 【地域政策課(大宮公民館): TEL 27-0073】 通学路の安全を確保するため、警察や交通安全協会と連携し、登下校時における安全啓発活動に努めます。また、必要に応じ、地元自治会の皆さまと現地を確認し、注意喚起の看板の設置も行なってまいります。 【道路河川維持課: TEL 21-2404】 カーブミラーの設置につきましては、「栃木市道路反射鏡設置要綱」に基づき、要件に該当するものについて設置しているところです。申請については、自治会長からの申請をお願いしております。 ハンプの設置につきましては、スピード抑制に効果があると思われますが、一方で、近隣への騒音や振動、事故の発生等が懸念されるため、慎重に検討する必要があると考えます。 なお、TOP 南側の市道 43414 号線と主要地方道宇都宮亀和田栃木線との新設交差点につきましては、既に栃木県警察に対し信号機の設置を要望しており、引き続き要望を行ってまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	惣社西区	【市内における外国人就労者の実態把握と共生について】 1. 現状 いつの間にか身の回りでは、東南アジアなどの外国人が増えている。国府地区においても、近隣の工場や農家で就労している話を聞いている。 2. 課題 1)外国人がどこに住んでいて、どのように生活しているのかが不明で、かつ地元住民とのトラブルがないのかなど心配な点がある。 2)もし、外国人が自治会に入会するような事態になった場合、言語や生活様式の違いなど問題が多く、自治会個別での対応は難しい。 3. 提言 1)市内における外国人の就労や生活状況について実態を教えてください。 2)外国人を雇用する業者に対して、就労者への生活支援はもちろんのこと、近隣住民や自治会とのコミュニケーションを取るよう、市から指導して欲しい。 3)外国人と自治会において、コミュニケーションが必要になった場合を想定し雇用業者や関係者もまじえる等、市としての共通マニュアルを作成して欲しい。今後とも地元と外国人が共生できる環境づくりを市が中心となって進めていただきたい。	【総合政策課:TEL 21-2301】 【地域政策課:TEL 24-0352】 【商工振興課:TEL 21-2759】 市内における外国人住民の状況は、令和8年4月末現在、6,572人と過去最多を更新しており、特に工場等で働く「特定技能」の在留資格を持つ外国人就労者が増えております。一方で、来日間もない外国人住民は、日本の習慣やルールがわからず、ゴミ出しや騒音などによる近隣住民とのトラブルが懸念されています。 市では、令和8年3月に「栃木市多文化共生推進プラン」を策定し、日本人住民と外国人住民が互いの文化や考え方の違いを理解し、尊重し合い、ともに歩むまちづくりの推進に取り組んでおります。 今後は、外国人を雇用する事業者等とも積極的に意見交換や情報共有を行い、国際交流協会とも連携して、外国人就労者への生活オリエンテーションや日本語教育の実施、自治会への加入促進などに取り組んでまいります。 また、外国人住民と自治会のコミュニケーションが円滑になるよう、「自治会活動の手引き」の必要な箇所を翻訳して外国人住民や自治会に配付するなど、市と国際交流協会、自治会が協力し、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを進めてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨																		
5	惣社西区	【市街化調整区域における地下水による飲用水の安全性について】 1. 現状 一般家庭における飲み水は、市街化区域は上水道、市街化調整区域（一部地域を除く）は地下水（井戸）を汲み上げて利用している。国府地区においても同様の状況であるが、昨今の安心安全の意識の高まりから、日常的に飲んでいる地下水の安全性に不安を持つ住人が増えている。 2. 課題 1) 自分たちが生活している地域において、地下水の水質などの情報が共有化されていないと思う。 2) 市街化調整区域では、新たに上水道を設置するまでに、3年程度かかるとの情報がある。設置までの期間が長すぎではないか。 3. 提言 1) 栃木市全体及び国府地区における上水道及び地下水利用の世帯比率が、どうなっているか教えてください。 2) 地下水利用地域における水の安全性を市はどのように把握・管理しているのか教えてください。 3) 新たに上水道を引くまでに3年かかるのを、短縮するよう検討をお願いします。 4) 全国的に上下水道の老朽化が問題となっているが、市の状況や対策を聞かせてください。	【上下水道総務課:TEL 25-2103】 1) 水道水の利用状況については、世帯数ではなく、開栓数で把握しており、正確な世帯数を確認することができませんので、下記のとおり開栓数をもとにした給水人口をお示します。 ・栃木市全体と国府地区の比較（推定値） <table><tr><th></th><th>行政人口 （人）</th><th>給水人口 （人）</th><th>水道水の 利用率 （普及率）</th><th>水道水以 外の利用 人口（人）</th><th>水道水以 外の利用 率</th></tr><tr><td>栃木市全体</td><td>151,000</td><td>141,000</td><td>93.3%</td><td>10,000</td><td>6.6%</td></tr><tr><td>国府地区</td><td>5,800</td><td>4,000</td><td>68.9%</td><td>1,800</td><td>31.0%</td></tr></table> 補足) ・開栓数 ⇒水道メーターを使用している戸数（法人等含む） ・給水人口 ⇒開栓数をもとに算出した水道水を利用していると推定される人口 【環境課:TEL 21-2420】 【水道建設課:TEL 25-2101】 2) 市内の地下水については、市内に 14 か所の計測地点を設定し、毎年度水質調査を実施しており、令和 7 年度の調査において、惣社町を含む栃木地域では、異常は認められませんでした。 市全域では、1 地点で環境基準の超過が 1 項目ございましたが、当該調査地点につきましては、上水道を使用しておりましたので、地下水を生活用水として使用の際には注意いただきたい旨のお知らせを行っており、調査結果については、市ホームページで公表しております。 今後につきましても、継続して水質調査を実施してまいります、異常等があった場合には、適切に対応してまいります。 【市ホームページ → キーワードでさがす → 水質調査 と入力 → 市内の地下水水質調査を実施しました。をクリック → 結果一覧、調査地点をご覧ください。】		行政人口 （人）	給水人口 （人）	水道水の 利用率 （普及率）	水道水以 外の利用 人口（人）	水道水以 外の利用 率	栃木市全体	151,000	141,000	93.3%	10,000	6.6%	国府地区	5,800	4,000	68.9%	1,800	31.0%
	行政人口 （人）	給水人口 （人）	水道水の 利用率 （普及率）	水道水以 外の利用 人口（人）	水道水以 外の利用 率																
栃木市全体	151,000	141,000	93.3%	10,000	6.6%																
国府地区	5,800	4,000	68.9%	1,800	31.0%																

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
5	惣社西区		また、市水道におきましては、地下水を汲み上げて浄水処理をしていることから、皆様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水道法に基づき水質検査計画を定めて法定検査を実施し安全性を確認しております。平成 25 年度から市ホームページにおいて水質検査結果を公表しており、すべての上水道の水質検査結果は法定水質基準に適合しております。 なお、惣社西区自治会の地域は、地下水に浄水処理（塩素消毒のみ）を実施している大塚浄水場の水質となります。 【市ホームページ → キーワードでさがす → 水質検査 と入力 → 水質検査結果 をクリック → 水質検査箇所一覧表 箇所名をご覧ください。】 【水道建設課:TEL 25-2105】 3) 市の水道が布設されていない地区への給配水管布設につきましては、地域からの要望を受けて栃木市給配水管布設要綱により事業を実施しております。 新たな上水道を引くまでにかかる期間につきましては、事業規模等により変わりますが、出来る限り短縮するよう努めてまいります。 なお、給配水管布設についてご要望される場合は、事前に水道建設課へご相談くださいますようお願いいたします。 【水道建設課:TEL 25-2117】 【下水道建設課:TEL 25-2109】 4) 市内全体の水道管約 1,200km の内、令和 6 年度末時点で耐用年数を超えた管路は約 226km となります。 老朽化した水道管の対策としては、耐用年数を超えた塩化ビニル管を優先し、耐震化を図りながら布設替えを実施しております。 なお、惣社西区自治会内には、約 8.9km の水道管がありますが、耐用年数を超えたものはございません。 一般的に下水管の耐用年数は 50 年程度とされており、本市については、昭和 57 年に使用開始された下水管が最も古く、もう直ぐ 50 年を迎えようとしています。 そのため本市では、布設年数の古い管から順次、カメラ調査などを毎年実施し、異常を発見した際は速やかに補修対応を行っております。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
6	田本	【田本集落内、周辺における市道の整備について】 田本集落内及び周辺の市道は簡易的な舗装のためアスファルトが剥がれ穴が開き凹凸箇所が多いうえ、一部では砂利道化していて、自転車や歩行者が危険であるほか、道路中央には草も生え、近隣住民が定期的に除草剤散布をしている状況です。補修依頼を申請しておりますが進展がないようです。以前は定期的な穴補修をしていただきましたが、近年では補修が滞っているように思えます。完全舗装による道路整備の早期計画を希望しますが、その間の穴補修をお願いします。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 市が管理している市道におきましては、日々パトロールを行い、穴や亀裂等を発見した際は、適宜修繕を行っており、今後も引き続き、穴の補修等を行ってまいります。なお、市道の総延長が約 2,000 キロメートルあり、職員によるパトロールが追い付かないことがございますので、穴等を発見した際は電話やメール、市公式LINE等でご連絡下さいますよう、お願いします。 また、貴自治会より提出いただいている『生活道路舗装補修要望書』は 4 件(令和 4 年度 2 件、令和 7 年度 1 件、令和 8 年度 1 件)あります。生活道路舗装補修事業につきましては、要望書を提出いただいた箇所から順番に補修することを基本とし、路面状況や通学路・生活道路としての利用状況を考慮しながら実施しております。 現在、令和 4 年度要望箇所を中心に実施しており、出来るだけ早い時期に実施できるよう努めてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
7	大塚団地	【自治会活動における自主防災のあり方について】 昨今、夏季高温・地震・風水害・火災・獣害等ほぼ毎日のようにニュースで耳にしない日は無いと感じているが、大塚団地自治会活動において一考し確認したほうが良いと思われる事案のひとつに、自主防災のあり方が思い当たります 自治会会則 事業 第4条(3)に防犯、防災、防火、交通安全の協力の項目があり、自治会活動の手引き、市役所関係資料の自治会補助金等の種類に防災がある。 定義における防災とは、未然に防ぐ 最小限に抑えるための備えや対策の総称とある。 3つの柱 自助(自己防衛)・共助(地域連携)・公助(行政支援)の連携が効果的。 しかし現況は 高齢化 一人暮らし・思うように動きにくい・耳がきこえにくい 不在 空き家・会社勤務・お出かけ 自助(自己防衛)誰もができることをマニュアル作成し配付したい？ 共助(地域連携)これが問題点でしょうか？ 公助(行政支援)ここまで至りませんか？ ではないか。 まちづくり 1. 独自防災マップができないものか検討したい。 2. 酷暑対策に関する資料等集めたい。 3. わかりやすいマニュアルづくりの資料を集めたい。 主に高齢者の環境でも、わかりやすい対策をご教授願いたい。 現在、岩手大槌町が大変だが私自身は釜石市出身で震災時話題になった釜石の軌跡 「てんでんこ 自分の命は自分で守る」伝承者の一人だと自負している。5～6歳頃から教えられて忘れることなく思いだしながら60年経過。災害の度に確認して出来ることを実践し言葉にして伝えるようにしているが、何事も周知徹底し理解いただくのは難しいと思います。	【危機管理課:TEL 21-2551】 地震や風水害において命を守るためには「自助」による備えが最も重要となります。市では、防災ハザードマップを全戸に配布するとともに、毎年、広報とちぎの防災特集などで、発災時に市民の皆様が自助としてできることなどをお知らせしております。今年度も、広報とちぎ 8月号に防災特集を掲載いたしますので、ぜひ地域の皆様でご覧いただければと思います。 「共助」については、「自主防災組織」を設立して活動することが有効です。自主防災組織は、自治会などの範囲で活動していますが、地域の防災に特化した活動を目的としており、平常時や災害時に地域で連携してどんな備えをするのか、どんな行動をするのかを決めています。5月末現在、市内で71の組織が活動しています。高齢者に備えた防災活動を行っている具体例としましては、災害時に支援が必要となる高齢者を、防災マップや自治会アンケートなどで確認し災害に備えている組織があります。 また、市では「公助」として、「自助」「共助」の力を高めるため、各種広報や出前講座の開催、自主防災組織への補助金の交付や、設立・防災計画策定の支援を平常時から行っております。 災害対応に関する自治会・自主防災組織からのご相談や、他の地域での活動事例のご紹介も随時受け付けておりますので、防災マップやマニュアル作りについて、ご相談いただければと思います。 【健康増進課:TEL 25-3511】 熱中症対策に関する資料といたしましては、国府公民館をはじめとする市の施設にチラシ等を設置しているほか、広報とちぎ 7月号及びふれあい相談員が70歳以上の独居もしくは高齢者のみ世帯に配付しているふれあい通信の6月配付分に特集記事を掲載したところです。 その他、ご希望の内容に合わせた資料の提供や出前講座による説明も可能ですので、まずは健康増進課へご相談いただければと思います。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
8	惣社西小路	【通学路のその後について】 R5 年に市道1026号線から東陽中に向かう道路の舗装をお願いしました。 その時に認定外道路であることや、全面的な舗装修繕は実施していないことは回答がありましたが、新年度になり、一年生じゃないかと思いますが、自転車で転倒しているところを偶然通りかかった高校生たちに助けてもらった子や、ガタガタ道を通っている間に、荷物がずり落ちてゴムが車輪に絡まって、自転車が動かなくなってしまった子もいて、これも偶然通りかかった高校生と一緒に帰ってきてくれたということがあったようです。 後輩たちを助けてくれていい話風ですが、問題はそもそも道路が狭くガタガタだということです。通学路ですので、子どもたちが安全に通れるようにケガをしないうちに、拡幅工事やいったんきれいに舗装をお願いいたします。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望いただいた箇所は、市道として認定されていない認定外道路となっております。現在、市では認定外道路だけの拡幅工事や全面的な舗装補修は行っておらず、路面の凹凸や穴等の部分的な補修を行っております。今後、生活道路や通学路として利用されている認定外道路については、全面的な舗装補修を検討してまいりますので、『生活道路舗装補修要望書』を提出いただき、他現場と調整し、舗装修繕を行ってまいります。
9	国府地区自治会連合会	【害獣対策の指導について】 1.当思川河川沿いには、十数年前から鹿やアライグマ等の害獣が住み着いていますが、数年前からイノシシも住み着き、農業被害もでてきました。 国府地区の田下・大光寺・円光寺の3自治会では、数年前に害獣対策協議会を設立し、思川沿いの下草刈り、河川敷の芝焼き(野焼き)等を実施しています。この芝焼きによりイノシシが北上しているのかと思われます。 今後、他の自治会でも害獣対策協議会を作り害獣対策を進めたいと思いますが、思川沿いの自治会が合同で進めないと効果が薄いと思います。都賀・西方地区も含め市の指導をお願いしたい。 2.イノシシ等による農業被害が出ていることから、個々で電気柵などを作った場合、市からの助成等があるのかお聞きしたい。	【農林整備課:TEL 21-2289】 日頃より、皆さまには獣害対策にご尽力頂きありがとうございます。 市では、獣害対策について、対策の3つの柱である「捕獲」、「環境整備」、「防護」を地域ぐるみで実施することでより効果を発揮すると考えております。 以上を踏まえ、「1」のご質問については、都賀・西方地域においてもイノシシやシカによる被害の相談を受けており、市では効果的な対策として、国府地区の3自治会様でも行われている環境整備(やぶの刈り払い)や市の獣害対策設備設置費補助金を活用した侵入防止柵の設置を提案しています。 また、集落単位で適切な獣害対策を学ぶため、専門家を呼んでの学習会を必要に応じ開催しており、学習会の受講は団体で市補助による侵入防止柵を設置する場合の条件にもなっております。 そのほか、捕獲に対する支援として、わな猟免許の新規取得・更新にかかる費用を補助する制度もございます。 市としましては、引き続き、獣害対策の3つの柱を推進していくため、団体・個人両方の面で地域の実情に合わせた支援を図ってまいります。 なお、県においても、栃木市を含む思川沿いの市町で構成される協議会を立ち上げ、イノシシの住处となっている思川での捕獲を毎年実施しており(R7は39頭捕獲)、今年度も実施予定となっております。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
9	国府地区 自治会連 合会		「2」のご質問については、個人で電気柵やワイヤーメッシュ柵等を設置する場合、その設備が獣害対策用のものであれば前述の獣害対策設備設置費補助金の対象となります。補助の内容としましては、設備設置にかかる費用の 2/3 を補助し、上限額は 20 万円です。 また、申請の方法については、購入前の事前申請となっており、まずは設置する設備をご自身で決めて頂き、業者等からの見積書と位置図を準備したうえでの申請となります。ご検討されている方はお早めに獣害対策係までご相談ください。
10	国府地区 自治会連 合会	【市道拡幅に伴う土地の対価について】 ・市道拡幅を要望した場合、拡幅部の土地の対価は有償ですか無償ですか。 ・幅員により、寄付、無償提供、有償との規定があるのですか。	【道路河川整備課: TEL 21-2401】 市道拡幅の要望につきましては、幅員 5m 以上の拡幅改良を対象としており、拡幅部の土地の対価は有償としております。 なお、要望を受けて事業化されていない箇所において、車のすれ違いのために、待避所の整備などの暫定的な対応を行う場合は、無償貸借により実施することもあります。